

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第
63号）（行財政局人事部給与課）

病院事業の廃止に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 63 号

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)